




マイナンバーを集める前にチェックをしましょう!

- マイナンバーの安全管理の対応は、従業員を雇用するすべての事業者が必要です。
- 事業者の皆さまは、社会保障や税の手続を行うため、従業員からマイナンバーを取得し、適切に管理・保管する必要があります。
- 従業員数の少ない事業者は、以下のチェックリストを参考にしてください。 

マイナンバー導入チェックリスト

【担当者の明確化と番号の取得】

- マイナンバーを扱う人を決めましょう（給料や社会保険料の事務を行う人など）。
- マイナンバーを従業員から取得する際には、利用目的（「源泉徴収票作成」「健康保険・厚生年金保険届出」「雇用保険届出」など）を伝えましょう。
- マイナンバーを従業員から取得する際には、番号が間違っていないかの確認と身元の確認が必要です。
 - ①顔写真の付いている「マイナンバーカード（個人番号カード）」または、
 - ②「通知カード」と「運転免許証」などで確認を行いましょう。

※ 従業員で身元の確認が十分できている場合は、番号だけ確認してください。
※ アルバイトやパートの方も、マイナンバーの番号確認や身元確認が必要となります。

マイナンバーカード（個人番号カード）

通知カード



おもて面



うら面



【マイナンバーの管理・保管】

- マイナンバーが記載された書類は、カギがかかる棚や引き出しに大切に保管しましょう。無理にパソコンを購入して、管理する必要はありません。
- パソコンがインターネットに接続されている場合は、ソフトウェアを最新版に更新するなどセキュリティ対策を行いましょう。
- 退職や契約終了などで従業員のマイナンバーが必要なくなったら、細かく裁断するなどマイナンバーの書いてある書類を確実に廃棄しましょう。パソコンに入っているマイナンバーも削除しましょう。

【従業員の皆さんへの周知】

- 裏面を掲示版に貼るなどして、従業員の皆さんにマイナンバーを何に使うかなど、基本的なことを知ってもらいましょう。

マイナンバー総合フリーダイヤル

「通知カード」、「マイナンバーカード」に関することや、その他マイナンバー制度に関するお問い合わせにお答えします。

0120-95-0178 (無料)

マイナンバーのホームページ

※ 英語、中国語、韓国語、スペイン語およびポルトガル語の5言語に対応

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>





マイナンバー PR キャラクター
マイナちゃん

マイナンバー制度、知っていますか？

マイナンバー制度で、行政手続きが **早く、簡単** かつ **正確** に行えるようになります。

- 社会保険の手続きや源泉徴収票などにマイナンバーを記載し、行政手続きで利用することで、**確認作業のムダが削減**されます。また、**添付書類の省略による手続きの簡素化**が図られます。
- マイナンバーを利用した正確な情報に基づく確認により、**給付金等の不正受給を防止**できるなど、公平・公正な社会を実現します。



マイナンバーは、**社会保障・税・災害対策**の行政手続きで利用します。

- 事業者が提出する手続き書類の例
源泉徴収票、支払調書、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届・喪失届など



マイナンバーの提供について、**事業者・従業員**の皆さんのご協力をお願いします。

- 事業者は、**社会保険の手続きや源泉徴収票の作成などにおいて**、従業員などの**マイナンバーの記載**が求められます。
- 個人情報を守るため、マイナンバーは、**法律で定められた範囲以外での利用が禁止**されており、またその管理に当たっては、**安全管理が義務付け**られます。



マイナンバーカードは申請により **無料** で取得できます。

顔写真付きの表面は、
身分証明書に。



ICチップの電子証明書は、
様々なサービスに。



マイナンバーは、社会保障・
税・災害時の行政手続きに。

マイナンバーカードの
申請はお済みですか？

マイナンバーカードを
申請されて、受取を
忘れていませんか？



【発行手数料】初回は無料です。
【カードの有効期限】20歳以上は10年、20歳未満は5年
外国人住民の場合は、在留資格や在留期間によって異なります。

マイナンバーの提示と
本人確認が、これ一枚で
完結できます！

平成29年7月から始まる
「マイナポータル」に
ログインできます！※1

住民票の写しや
印鑑証明書を
コンビニで取得できます！※2



※1 詳しくは、内閣官房のホームページをご覧ください。 ※2 お住まいの市区町村によってサービスの内容が異なる場合があります。

総合フリーダイヤルや苦情あっせん相談窓口があります。

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

「通知カード」、「マイナンバーカード」に関する
ことや、その他マイナンバー制度に関する
お問い合わせにお答えします。



マイナンバー苦情あっせん相談窓口

03-6457-9585

マイナンバーの取扱いに関する苦情の申し出に
ついての必要なあっせんを行うため、
電話による相談窓口を設置しています。